

令和5年2月2日

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市国民健康保険運営協議会
会長 竿田 嗣夫

令和5年度大阪市国民健康保険事業について（答申）

令和5年1月23日付け大福祉第2938号により諮問のありました事項について、
次のとおり答申します。

大阪市国民健康保険運営協議会答申

1 はじめに

国民健康保険は、国民皆保険の基礎をなす制度として、被用者保険の加入者等を除き、広く地域住民を対象とし、健康の保持・増進に重要な役割を果たしているが、その加入者には高齢者や低所得者が多く、財政基盤が極めて脆弱であるという構造的問題を抱えているとともに、少子高齢化の進展や医療の高度化、社会経済情勢の変化などにより、医療保険制度を取り巻く環境はさらに厳しくなっており、このままでは国民皆保険制度の維持すら難しい状況である。

このような中、平成 27 年 5 月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険等の一部を改正する法律」が公布され、平成 30 年度から、都道府県が国民健康保険の財政運営を担うことを基本とする都道府県単位化が実施された。

大阪市国民健康保険事業においては、それまで多額の累積赤字を抱えてきていたが、平成 30 年度決算において当該赤字は解消され、令和 2 年 3 月に大阪市国民健康保険事業費納付金等準備基金を設置し、本市国保財政の安定化の取り組みが進んでいる。

しかしながら、被保険者の保険料負担の軽減を図るため、依然として毎年、一般会計からの多額の繰り入れを行っているところであり、国民健康保険における構造的な問題は引き続き残っていることから、今後とも長期的に安定した運営を行うためには、財政運営の都道府県単位化にとどまらず、医療保険制度の一本化などの抜本的な制度改革が必要である。

また、国民健康保険制度について、被保険者の理解が得られるよう、十分な広報を実施し、周知徹底を図る必要がある。

以上のような現状を踏まえ、当協議会としては、令和 5 年 1 月 23 日付け大福祉第 2938 号により大阪市長から諮問のあった事項について、以下のとおり答申する。

2 答 申

市長から諮問のあった事項は、次のとおりである。

【諮問事項 1】 国民健康保険料の基礎賦課額等の賦課割合について

令和 5 年度の国民健康保険料の基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額について、所得割 45%、被保険者均等割 33%、世帯別平等割 22%とする。

併せて、介護納付金賦課額の賦課割合を、所得割45%、被保険者均等割55%とする。

【諮問事項 2】 国民健康保険料の賦課限度額の改正について

国民健康保険料の基礎賦課額の世帯当たり賦課限度額について、現行の 63 万円を 65 万円に改める。

国民健康保険料の後期高齢者支援金等賦課額の世帯当たり賦課限度額について、現行の 19 万円を 20 万円に改める。

【諮問事項 3】 出産育児一時金の支給額改定について

出産育児一時金の支給額について、現行の 40 万 8 千円を 48 万 8 千円に改定する。

以上の諮問事項について審議した結果、諮問事項 1 の賦課割合の設定については、平成 30 年度からの国保の都道府県単位化の実施に伴い、大阪府では府内統一保険料率とされていることを踏まえ、今回の諮問は、賦課割合を令和 6 年度の府内統一保険料率に向けてなだらかに移行するための経過措置を講じようとするものであって、令和 4 年度に引き続き行う継続的な措置であることから、当該内容については妥当である。

次に、諮問事項 2 の賦課限度額の改定については、府内統一保険料率と同一基準にするとともに、中間所得者層における負担の軽減を図るための措置であるということから、当該内容についても妥当である。

最後に、諮問事項 3 の出産育児一時金の支給額改定については、出産費用が年々上昇する中で、平均的な標準費用を全て賄えるようにする観点から、国の「社会保障審議会医療保険部会」の議論を踏まえて健康保険法施行令等の一部改正により設定されたことから、少子化対策の重要性に鑑みたものであり、妥当である。